



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
<http://www.himesyara.com>

私たちの事務所の6月定例学習会（6月2日）は、仙台から小野寺信一弁護士をお呼びして市民オンブズマン活動につき学習する予定でした。3月11日の福島第一原発事故をうけて急遽変更し、小野寺弁護士が1975（昭和50）年弁護士になった年におこされ最高裁までたたかった福島第二原発差止訴訟の経験から今回の原発事故についてお聞きしました。

当日の小野寺弁護士のお話は、福島第一原発事故を聞いてすぐ秋田に避難したこと、郷里の気仙沼市や実家のある大島の被災状況、祖父の遺言が流れ着いたこと、オンブズマン活動の経験から「安全神話」についてのお話しなど興味が尽きないものでした。お話し全体は当事務所のホームページに掲載しましたので、これでもていただくとして、焦眉の課題である原発事故についてのお話しのさわりの部分をお伝えします。

福島第二原発訴訟にかかわるきっかけ

1975（昭和50）年1月に福島第二原発訴訟が起これ、その4月に弁護士になったばかりの私と仙台の山田忠行、埼玉の佐々木新一の3人が弁護士団に入られました。上には非常に偉い先生方もいっぱいいたのですが、最高裁に行ったときには我々3人が残ったということで、最高裁の上告

理由書是我々27期が書いたということですから。

この裁判の特徴は、やっている最中にスリーマイル島事故とチェルノブイリ事故があったのです。一番の提訴後の1977年にスリーマイル島事故が起きました。それから、控訴審の途中の1986年にチェルノブイリがありました。私たちはスリーマイル島事故に大変衝撃を受けて、アメリカ大統領の調査報告書を受けて、日本の科学者のディスカッションなども参考にし

3・11東日本大震災福島原発事故特集

福島第二原発差止訴訟からみた 福島第一原発事故

小野寺信一 弁護士講演

て、準備書面を書いていきました。我々の言っているとおりのことが起きたじゃないかということを主張したわけです。

スリーマイル島事故の教訓①

事故は同時多発的に起き、 複雑に発展拡大する

スリーマイル島事故の教訓の第一は、事故は同時多発的に起き、複雑に発展拡大することなんですね。日本の原発の安全評価というのは、代表的な事故を想定して、それに関連する安全系の機器が1つ壊れた場合、それでも大丈夫なのか、それでも安全性が保証されるのかという角度で安全評価をしているのです。単一故障指針というのですけれども、しかしスリーマイル島の場合は極めて複雑な経過で発展し、しかも同時に発生してしまふ。1たす1は2じゃないんですね。1たす1は3とか4になってしまふ。しかも、今まで誰も考えなかったようなところから事故が起きるということがわかったわけです。福島第一原発の場合も、外部電源が全部喪失して、非常用ディーゼル発電機が機能停止という2つのことが同時に起きてしまった。



小野寺 信一 弁護士 おのでら しんいち

プロフィール

昭和23 (1948) 年 宮城県気仙沼市大島に出生

昭和50 (1975) 年 弁護士登録 (福島)

福島第二原発訴訟を担当

現在 仙台弁護士会所属
仙台市民オンブズマン、
薬害オンブズパーソン
などで活躍



スリーマイル島事故の教訓②

人為ミスも事故の重要な要素

2番目は人為ミスも重要な要素ということです。日本の安全評価の場合には、普通の能力を持った運転員が積極的なミスをし

て、そして事故を拡大するということは念頭にないんです。しかし、スリーマイル島の場合は、二次系の補助ポンプのバルブが締まっていたことに運転員は気がつきませんでした。それから、加圧器の逃し弁が開き放しになって、一次冷却水がどんどん外に出ているということも運転員は気がつきませんでした。それから、本当はもう注入し続けなければいけないECCSの水を、圧力のコントロールができなくなるのではないかと心配して絞ってしまっただけというミス、こういった人的ミスがスリーマイル島の場合はあったんですね。しかし、これは無理もないんですね。

柳田邦男さんの『恐怖の2時間』という本を読むと、最初の30秒でアラームが85個、警報ランプが137個、同時に鳴ったというんです。今回もおそらく外部電源が消えてしまったので、真つ暗闇でしょう。それを中央制御室に行って懐中電灯か何かでいろいろ見てやっているわけですからね。それが1つの炉だけならともなく、複数の炉で同時に発生しているわけで、そこで冷静な判断を要求するというのは無理だろうと思うんですね。

今回も報道されているところでは、幾つかもう既に挙げられていますよね。津波が来るまでに原子炉を満水しておくべきをしなかったとか、11日の夜の時点で圧力容

器内の蒸気を出す、圧力を下げて外から水を入れるような状態にしておくべきなのにしなかった。12日にやったために、炉の圧力がもう上がり過ぎて、外からの注入ができなくなってしまうということも指摘されています。しかし、5月19日の新聞だとベントができなかったというのはミスではなくて、設備自体が機能しなかった可能性があるということだ、これはもっと重大な問題になるんですね。それから、1号機で緊急炉心冷却用の非常用復水器からの水の注入を、どうやら手動でストップした可能性もある。そんなことで、まだこれから明らかにするんでしょうけれども、おそらくは慌ててやってはいけないことをやってしまったとか、やるべきことをしなかったということがこれからたくさん出てくるんだろうというふうに思っております。

スリーマイル島事故の教訓③

マインドセットが事故の背景にある

3番目は、マインドセットということで。アメリカの調査報告書、これはケメニ1報告というのですけれども、その中には「我々は二つの言葉が繰り返して使用されたのを覚えていて。運転員がミスを起こすことではないというマインドセットである。」このマインドセットというのは、僕は原発訴訟

を通じて教わった言葉なんですけれども、思い込みなんですよね。福島第一原発の場合も大津波なんか来るはずがない、来てもせいぜい5・7メートルぐらいだろうというふうな思い込み、外部電源が喪失するはずはないと。そのときは、必ず非常用ディーゼルエンジンが動くんだと、これも思い込みですよ。そのために第二原発では非常用ディーゼルエンジンなんかは陸側の原子炉建屋の中にあつたのですけれども、第一原発は海側のタービン建屋に置いたままになったということ。それから、非常用ディーゼルエンジンも海の水によって冷却して動かすわけですが、組み上げポンプが第一原発の場合には建屋で保護されていないで、ほぼむき出しの状態になっていた。こういったことが、結局大きな津波は来るはずがないという危機感がないものから、放ったらかしの状態になったということですね。

スリーマイル島事故の教訓④

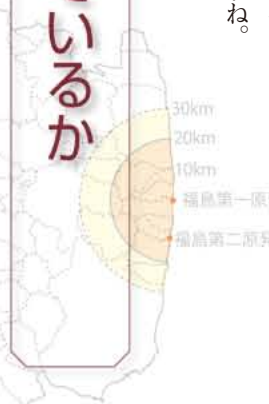
多重防護が信頼できない

4番目は、多重防護が信頼できないということがスリーマイル島事故で明らかにになりました。災害発生の際の段階で防護するんだという建前ですので、結局、災害対策はやる必要もないということになってしまっていますよね。こういう事態が起きるといふに具体的に考えて対応をとってなかったわけです。

今回の福島第一原発の場合も非常用のディーゼルエンジンがすべて使えない場合はどうなんだとか、炉心の水がなくなると燃料棒がむき出しになった場合、どう対応するのかとか、水素爆発の恐れが出たときに

どうするのかということとは全然考えてなかったわけですので、極めて場当たりの、しかも時間の勝負の中で同時並行にきつい作業を進めていかなければいけないものから、ミスも出てくるということになるわけですね。たとえば南相馬市（今は計画の避難区域です）では原発事故を想定した具体的な防災計画はなかった、防災訓練は地震と水害だけだったということを行っていますね。それから、避難の基準となる長期間の被爆放射線量、学校利用の可否を判断する放射線量、避難住民の一時帰宅での許容範囲や時間、農作物の出荷や作付けなど、広範囲で基準を次々に求められ、場当たりに打ち出すことになった。つまり起きないということですから、計画を立てる必要もないということになってしまうのですね。

安全性は実証されているか



私たちが裁判の中で最も力を入れて主張したのは、安全性は実証されているのかという点ですね。原発に関しては、最悪の事故の規模というものを人類は誰も知らないわけなんです。私たちは最終弁論で、「軽水炉発電技術は極めて過酷な条件と多くの未知要因を持った未成熟な技術である」と言いました。「指針を手直さないし

新設ということは未成熟な証拠だ。周辺住民の生命・健康・環境を犠牲にして壮大な実験をしていることになる」ということを最終弁論で言いました。この「指針の手直さないし新設」というのは、地震の知見が明らかに従ってたびたび行われていることになりましたね。2006年にも新しい耐震指針ができました。しかし、福島



第一原発にしろ東海第二にしろ、今回本震でこの指針の想定を上回った揺れが認められましたし、女川では本震だけではなく4月7日の余震でも想定を上回る揺れがあったわけですね。こういったときに、本当に多重防護の機能が発揮できるのかということですよ。むしろ素人の直感のほうが本質を言い当てているのではないかと。

裁判が起る前の1972年に福島第二原発の公聴会が実施され、60人の人が証言しているのですが、その中で浪江町の和田秀文さんという方がこういうことを言っ

ています。「東電の宣伝パンフレットには原子炉には何重にも安全装置が施されているのが強調されています。しかし、よく言われるように大事なことは安全装置があるかないかではなくて、そのような安全装置が事故のような劣悪な条件のもとでも本当に性能を発揮するという保証がどのくらいあるのかということです」。「事故時のような悪い条件でも必要な機器が作動するという保証は何でしょうか。また、そのような技術的に起こると考える重大事故が発生したとき、農作物にどのような被害が出るのか。東電が提出している申請書添付書類には解析されていない。それを求める。そのような影響の評価もいままでは判断のしようがない。重大な事故のとき、どの範囲のどの程度の汚染が生じ、農作物はどのくらいの期間にわたって社会的な制約を受けるのか。具体的な分析結果を示してもらいたい」。

まさに、今起きていることを見通した発言ではないでしょうか。



MUTSU

HIMESYARA

HAMAMATSU

AKI

法テラス浜松での3年間と、 これからの課題

弁護士 中田 雅久



今春から当事務所で執務しております弁護士の中田です。当事務所に加わる前の3年間は、法テラス浜松法律事務所スタッフ弁護士として勤務していました。法テラスでは、個別の事件処理以外に、「アウトリーチ」「ワンストップ」というテーマで弁護士活動に取り組んでいる仲間がたくさんいました。「アウトリーチ」というのは、高齢者や障害者など自分から法律相談に辿り着けない方に、こちらからアプローチして法的サービスを提供する手法「ワンストップ」というのは、直接的には借金問題で相談に来た方に対して、利用できる福祉や医療サービスを紹介したり、詐欺で奪われたお金を取り戻すなど、必要なサービスを1か所で提供するという解決方法です。法テラス浜松時代も、医療関係者、不動産業者、行政の福祉担当者等と一緒に、派遣村や相談会をやりましたが、こちらでも「立川何でも相談村」など

法テラスと ひめしゃら法律事務所

法テラス（日本司法支援センター）

が事業を開始してこの10月で5年になりました。

国民の貧困率が16%に達し

たとか、年収200万円以下の層が全世帯の

34%を占めたとか報道されています。国民の3

分の1が最低の所得層に属するという著しい格差と貧困がわが国で進行しています。法テラスが担わなければならない法的援助の対象がますます広がっているのです。

私たちのひめしゃら法律事務所は、法テラスを全国の隅々まで確立するため、全弁護士が法テラスの仕事を引き受け、全国に派遣するスタッフ弁護士の養成に取り組んでいます。宮本、中田はすでにスタッフ弁護士の任期を終わり、岸、大谷は現在司法過疎地で活動しています。

来年1月からまた新たな養成弁護士がきます。これが私たちの事務所の重要な役割のひとつなのです（宮本康昭）。

法テラスむつ法律事務所開設

弁護士 大谷 直

◀上段左から
杉井弁護士、
宮本弁護士、
大谷弁護士



昨年1年間、ひめしゃら法律事務所法テラスのスタッフ弁護士としての養成を受けお世話になりました。世話になりました。た弁護士の大谷直です。現在、私は本州最北端のむつ市に本年5月2日に開設されたばかりの法テラスむつ法律事務所

勤務をしております。

むつ下北地域は、管内人口約8万3000人に対して、私が赴任してもなお常駐弁護士が2名という司法過疎地域です。そのため弁護士ニーズは非常に高く開所当初から事務所には多くの方が訪れ、法テラスむつができて良かったと言ってくださるなど、必要とされている所で働けるという喜びとやりがいを感じながら充実した日々を過ごしています。任期は3年と短いですが、任期満了時には、むつ下北地域の皆さんにとって、法テラスむつが町医者のような身近な存在になれるようがんばって参りたいと思います。



法テラス安芸法律事務所

弁護士 岸 敦子

安芸に来て2年目になります。日差しがきつさ、雨の激しさ等、当地の気候にも慣れてきました。昨年1年間と変わらず、今年も日々の様々な事件に、時に右往左往しながらも取り組んでいます。

高知地方・家庭裁判所安芸支部の管轄地域内には、弁護士の常駐する事務所が（私の勤務する法テラス安芸を含めて）2軒しかありません。そのため、ある事件の関係者から相談等を受けている場合には、その関係者と対立する立場の方からの相談を受けることができません、という問題が頻繁にあります（利益相反といえます）。

特に、離婚事件では当事者双方が地元の方

です。安芸の弁護士が全員女性であるという偶然も重なったためなのか、安芸のもう1軒の事務所との裁判での対戦（？）率が異常に高い状況です。東京都の面積の約半分を占めるほど広い地域ですが、人口は少ないため、意外と狭い社会だなあ、と感じています。

岸 敦子 ▶





わが青春の アフガニスタン

日本共産党副委員長 緒方靖夫

ソ連軍がアフガニスタンに侵攻したのは1979年12月の末。宮本議長（当時）がモスクワでブレジネフ書記長と会談、日ソ両共産党関係を正常化した団に同行した私が任地パリに帰って2日目だった。東京からの電話で叩き起こされ、カブール入りの指示を受けた。「ソ連軍の国で政変、ソ連軍占領下に？」その程度が欧州の報道だった。

カブールで、ソ連後押しのカマル議長や要人に、「何がおきたのか、時系列に説明してほしい」と質問したが、誰も説明できなかった。

マイナス20度の厳寒の中、ソ連軍の戒厳令下での調査の末、「アフガン当局の要請を受けた軍派遣の援助」というソ連の説明は偽りで、ソ連軍がアフガン正統政府を武力で打倒したことを確認した。「赤旗」はトップ記事で報道した。

ソ連はなぜこんな謀略をはかったのか、真実を求めて1年間世界取材した。亡命アフガン政府高官の多くが住むフランクフルトとニューヨークを訪ね、時系列的に事件を組み立て



とっておきの話

連載 5

緒方靖夫さんプロフィール

現職 日本共産党副委員長、国際委員会責任者
国際部長時代に警察による電話盗聴事件とたたかう。
国家賠償事件で勝利。元参議院議員、特派員・党代表として、世界100カ国以上訪問

る作業。アフガン問題の専門家、ユーゴのタンユグ通信記者を故郷スピリトに訪ねての聞き取り。反政府ゲリラが本拠を構えるパキスタン経由でカイバル峠を越え、アフガン領内にも潜入した。

ソ連のいうことを聞かなくなったアフガン政権をだまし討ち同然に打倒し、傀儡政権をすえたという調査報告は、世界の専門家から最も正確、詳細な調査といわれ、その英訳が出回った。ソ連共産党は、プラウダ紙上で「オガタは、CIAのエージェント」と非難した。

東京でアフガン問題のみをテーマに日ソ共産党会談が行われ、これにも参加した。ソ連側の説明は破綻し、反論不能となり、ソ連の覇権主義の極みが明瞭になった。

ソ連の蛮行は、自分たちに歯向う人間の抹殺にまで進む。一緒に仕事をした仏人、英人記者が相次いでモスクワで「交通事故」で亡くなった。消されたと感じた。覇権主義者の手口だ。私は党からソ連訪問を禁じられた。例外は、指導者の葬儀。ブレジネフ、アンドロポフ、チェルネンコの葬儀には、「そんな時には悪いことはないだろう」といわれ、党の代表団に加わ

った。

英国、ソ連が叩き出され、今では米欧軍も苦戦しているように、誇り高く独立心に富むアフガン人は外国に膝まづかない。私はアフガン人が大好きになった。勇猛果敢さは、機銃をもった大英帝国軍を旧式ライフルで撃退した名射撃で知られる。そのくせ体操は苦手、真っ直ぐに歩けないアンバランス。一夫多妻制の下、子供が20人以上いる友人がすべての子供の名前を呼んで平等に可愛がるやさしさ。小鳥好きだった。西に向かったの礼拝、イスラムにも慣れ親しんだ。

死にかけたことも2度。搭乗したカブール―デリー間の飛行機が急降下してヒマラヤに衝突しそうになった。機内で十字をきった。また、カイバル峠付近で反政府ゲリラに捕まって、処刑されそうになった。そのときは、かれらにレスリングを教えていた日本人教師の名を言ったら、偶然教え子がいて助かった。この経験が20年後に蘇った。サウジアラビ

アは、もともと厳格なイスラム盟主の国。在京大使と仲良くなり、イラク戦争開戦阻止の活動のなかで、サウジを訪問することになったが、ビザ発給は厳格を極めた。反共主義を旨としてきた国である。その時に、友邦国のアフガンでソ連の侵略を世界に暴き、ソ連から非難されたという経歴が目されたという。首都リヤドでは、国王側近の外交責任者と会談し、戦争反対で一致。さらに、旧都ジェッダでOIC事務局を訪問した。それが縁で、マレーシアでのOIC首脳会議にゲストとして招待された。

若き任せの無鉄砲、これがわが青春だが、異なる価値観を知る喜び、人の縁のありがたみ、輪のひろがりの素晴らしさを世界から濃密に学ぶ機会となった。

第6回 市民法律講座（無料）

労働問題を考える

働く者の「権利」をご一緒に考えませんか？

突然クビと言われた

パート（アルバイト）でも有給休暇ってあるの？

残業手当や賃金の未払いを払ってほしい

職場のイジメ・パワハラをやめさせたい



日時 2011年11月19日（土）午後2時～4時
主催 ひめしや法律事務所
講師 中田 雅久 弁護士
坂ノ下 征稔 三多摩労連事務局長
会場 ひめしや法律事務所
(TEL 042-548-8675)
※駐車場は近くの有料駐車場をご利用下さい

お知らせ

どなたでも
ご参加できます

所員のつぶやき



このごろ（と言っても、

前からそうですけど）、日本弁護士連合会、司法支援センター（法テラス）、日本学術会議、東京経済大学等と外に出ることがひんばんで、長い時間の間に蓄積して来たものを少しずつ返して行っているのだと思いますが、多くの方々にご迷惑をかけていると思います。

一方、外（日弁連の場合は、外とも言えないから別として）から弁護士の姿を客観的に眺める機会も増えたと思います。

人々の弁護士に対する見方は、正義のために奔走している、と評価されていると思っていたのですが、「何をやっているんだ」と冷たく見られていることも感じます。自分たちの利益と権益確保に目が向きすぎている、ということです。このまま放っておくのはおそろしいことです。



Miyamoto Yasuaki

弁護士 宮本 康昭

東電がいう「想定外」が今年の流行語になりそうですが、無責任すぎます。マグニチュード9を想定できなかった理由の一つに、プレート境界の性質の「常識」にとらわれていたことが挙げられていました。何事も「常識」にとらわれていると、発展も進歩ありません。なでしこジャパンの太活躍は、サッカーは男子のスポーツという

「常識」を覆しました。私は、この点を評価したいと思います。日常の「常識」や「世間」への疑問や批判を自分の頭で考えることが、この国の民主主義を深く強いものにすると思痛感するこの頃です。



Sugii Shizuko

弁護士 杉井 静子

昨年春に、ひめしゃら法律事務所にソフトボールチーム「立川姫ゴズ」が誕生し、初代監督に就任しました。立川姫ゴズの記念すべき初陣は昨秋、法律事務所対抗のソフトボール大会でした。全試合「勝利」を目標に大会に臨みましたが、季節外れの台風接近による日程変更の影響、相次ぐ主力選手の欠場もあり、出場5チーム中、4位に終わりました。

今年は、新戦力も加わりましたので、再度「勝利」を第1目標にして頑張りたいと思います。対戦相手も募集中です。



Ibuki Katsumi

弁護士 伊吹 勝美



Sugino Kimihiko

弁護士 杉野 公彦

いつまでも多摩地区に根ざした弁護士でいられるように、健康にはいつも気を遣おうという意味ではありますが、なかなか実践までいかず、毎年健康診断を前に震え上がっています。毎年同じ話になりそうですが、多摩地区で弁護士になってはや5年、肥満と年齢により外貌にも顕著な変化が現れてきた今日この頃、せめて健康についてだけは有言実行で行きたいものです。

Kusaka Tsutomu

事務局 日下 努

とにかく暑い日が6月下旬から続きました。今年は3月に大震災が起こり原発事故の関係で、電力不足が心配されました。社会的にも各家庭でも節電を心がけるようにしています。しかし、この暑さで就寝時のエアコンは絶対に欠かせません。一方で電気料金が値上がりしています。なぜ値上げなのか。このカラクリは電力会社が赤字にならないよう消費者に常に負担させているからだそうです。その潤沢な軍資金で原発を推進してきた、と最近知りました。電力を大量に消費する社会について考えられさせました。



Morimoto Tomoyo

事務局 森元 衆代

娘が新しい生命を得て、皐月、その出産に彼女のパートナーとともに立会いました。初孫の誕生という喜びと同時に、貴重な体験をさせてくれた娘たちに本当に「ありがとう！」でした。陣痛が始まって2日、見守るしかない私でしたが、まさに生まれようとする生命の頑張り、特に頭が見えてから誕生までの心奮える時間は何物にも代え難い宝物になりました。メールで送られてくる姿を見て、つい破顔になりながら、時代を共有し更に繋がる生命に、何を創造し、何を残していくのかが問われているとあらためて思っています。

節電が叫ばれる今年の夏は、どこに行っても冷房の温度が高めになっている気がします。もう少し涼しいほうがいいなと思うこともしばしばある一方で、寒くて上着がほしいと思うことはほとんどありません。おかげで例年より持ち歩く荷物が（気持ち）少な目ですんでいます。あまり涼しくなくらいでちょうどいいのでは、と思う今日この頃です。（とはいえ、冷房無しは辛いですが）



Ryobe Nao

事務局 両部 奈緒

Aso Yuria

弁護士 麻生由里亜

今年の1月に、ひめしゃら法律事務所に入所いたしました。入所から半年ほど経ちましたが、入所前からひめしゃら法律事務所において修習をしていたため、長く居座っている気分です。とは言え、弁護士の経験は浅いため、日々戸惑うことや慌てふためくことがあります。それでも所員の皆に強引に質問し毎日が勉強の日々を送っています。これからは慣れ親しんだ多摩で、皆様の助けとなるような活動ができるよう日々精進していきたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。



趣味でサッカーをやっているのですが、今年の夏になってから、誘いが来ても「この暑い中でサッカーやるのはきついなあ。」と思い、どうしようか迷ってしまうことがあります。今年の夏が暑いせいと信じたいのですが、それだけでもなさそうです。

この前、中国で雑伎団のショーを見ました。その雑伎団では、女性は25歳で引退だそうです。25歳を過ぎると、体が硬くなってしまうからだそうです。また、聞くところによると、20歳ころをピークに体力は低下し始め、普段運動していない人ほど低下の度合いが大きいそうです。

最近、ほとんど運動できていません。出来るだけ運動するよう心掛けたいと思います。

Matsunawa Masayuki

弁護士 松縄 昌幸

趣味でサッカーをやっているのですが、今年の夏になってから、誘いが来ても「この暑い中でサッカーやるのはきついなあ。」と思い、どうしようか迷ってしまうことがあります。今年の夏が暑いせいと信じたいのですが、それだけでもなさそうです。

最近、ほとんど運動できていません。出来るだけ運動するよう心掛けたいと思います。

昨年末より、ひめしゃら法律事務所猫の手要員として入所いたしました。主に、債務整理関係と相続関係の個別事件の事務を担当しております。猫の手が事務所の足手まといにならないように、精進したいと思っています。ところで、先ごろ、キャリアカウンセラー（CDA）の資格を取得しました。実技試験のために面談練習をさせてもらった方々が、皆、転職やキャリアアップに成功。お話を伺ったことが、少しばかりでもお役にたてていたらうれしいことです。「ありがとう」を励みに、今日もがんばります。

Ogyu Yoko

事務局 尾久 陽子



古代出雲歴史博物館をみて

5月に事務所旅行で出雲にいき、念願の古代出雲歴史博物館に寄りました。たいそう金をかけた県立博物館で、将来大赤字になること必至の「箱物」ですが、中身はさすが、歴史の宝庫出雲にふさわしい展示物で感激しました。

圧倒されたのは、荒神谷遺跡出土の358本の銅剣と加茂岩倉遺跡出土の39個の銅鐸の展示室です。天井まで部屋いっぱい黄金に輝く青銅器をながめながら、今から2000年前この地で古代人が営んだだろう祈りの儀式に思いをよせ、時間のたつのを忘れました。「出雲国風土記」の世界の展示や出雲大社の巨大柱と復元模型の数々にもさまざまな想像をかき立てられました。150頁もあるカラー写真版の展示ガイドが1000円というのも気に入りました。

古代の遺跡を見ていつも考えるのは、人類は本当に進歩しているんだろうか、ということです。今回は原発事故を経験して特に痛切に感じさせられました。



Sugii Genichi

弁護士 杉井 厳一

Ode Yoshitomo

弁護士 大出 良知

大学の役職について2年目になり、どうしても大学運営、教育、研究が中心になり、事務所も留守がちでご迷惑をおかけしています。可能な

範囲で事件もお受けしていますが、この間、事務所同僚の宮本康昭弁護士を責任者に、『全裁判官経歴総覧』の第5版を上梓しました（公人社刊）。1987年の初版以来、秘密主義的・差別的に行われてきた裁判官の異動人事の実情を全裁判官について明らかにし、裁判官制度改革に一石を投じてきた資料の最新版です。是非ご利用下さい。



Nakata Masahisa

弁護士 中田 雅久

お父さんのお仕事は、悪い人を助けることなんだよーまだ幼いわが子に半ば冗談で言うことがあります。別に悪徳業者の顧問をしてウハウハなわけではありません。自分は、刑事弁護をわりあい多くやっており、その圧倒的多数は罪を認めている事件なので、実際、悪い人を助けていると言えなくもないのです。では、なぜ悪い人の弁護をするのか？自分は、吉本ばななは読んでも、吉本隆明は読まない世代で、J-仏教シーンを席卷して久しい「悪人正機」の真に意味するところも、難しくて結局よくわかりません。ただ、更生というのは、重要な視点になり得ると思います。裁判員裁判に関する報道によると、市民は罪を犯した人の更生に強い関心を持っています。弁護士が社会から信頼を得るためにも、その正当な関心に応える必要があると思います。時には親鸞をも超える情熱を持って。





労災による損害賠償訴訟を提訴

弁護士 麻生 由里亜

○事件の概要

Aさん（男性、35才）は、JRの架線補修工事をする下請会社（X社）に入社して4ヶ月の試用社員でした。平成20年7月、先輩たちと連れられて夜間の架線取替工事中に、クレーントラック車の荷台（高さ1・37m）から線路上に飛び降りたところ左足首を捻り、左膝付近の複雑骨折の傷害を負いました。事故から約2年後に治療をうち切れX社に戻りましたが、足が満足につけず元の仕事にも復帰できません。X社は会社を辞めるようにいだし、給与も基本給しか支給しないということで、当事務所に来所されました。

○現在までの裁判経過

本年6月、X社と元請Y社を共同被告とし

て、2700万円余の損害賠償請求訴訟を東京地裁立川支部に提起しました。訴訟では、原告（Aさん）は、被告らがクレーントラック車の荷台に階段などの昇降設備を設置しなかったこと、および先輩社員も飛び降りて作業をしており試用期間中であ

事件報告



医療過誤訴訟で全面勝訴！

弁護士 杉井 敏一

本年5月19日、東京地裁民事30部（医療集中部）で、Hさん（相模原市、女性）が3年前に起こした医療過誤訴訟につき、全面勝訴の判決がされました。

Hさんは神奈川県にある企業健保組合経営の病院で胃カメラを受けたところ胃癌を疑うとされ、病理検査の結果低分化腺癌でグループV（癌と確実に診断される病変）と診断されました。しかしHさんの「癌」は手術直前の胃カメラでは病変部の台状の挙上が消滅していました。医師らはそのままの検査もしないで胃の5分の4を切取る手術をしました。ところが術後に「癌」を病理検査をし

たら癌ではないことが判明したのです。この事件では医師らの過失は明らかだったのですが、被告はHさんは前例のない特異な病変だったとして責任を認めず、判決となったのです。裁判所は、手術直前に病変部が消失していたのであるから、医師らは手術する前に再度検査をすべきであったとして医師らの過失を認め、前例のない病変であったとしても手術は避けられたと因果関係も認めて、Hさんはこの手術により11級の後遺症をこうむったとして損害額全額の賠償を命じる判決をしたものです。被告は控訴をせず、判決後に遅延損害金、訴訟費用を含めて判決全額を支払いし、一審のみで全面解決したものです。Hさんは「裁判中は大変だったけれども、頑張った甲斐があった。」と喜んでいました。

たかが姓、されど姓

家族の変化と
民法改正の焦点

弁護士 杉井 静子 著
第二東京弁護士会所属
かがわ出版／1000円税別



*購読ご希望の方は事務所まで。

説得力ある 民法改正の必要性

評者 吉川 春子（元日本共産党参院議員）

民法の婚姻年齢は、男性は18歳、女性は16歳で、男女で2歳の格差がある。本書は、その歴史的根拠を「戦前に男性は、家族を養う者として社会的、経済的成熟が必要だが、女性は子を産める年齢になっていけば結婚を認めていい、社会的、経済的成熟は必要ないと考えられていた」と説明する。

今の民法では結婚と同時に、夫または妻のどちらかの姓に統一しなければならないが、著者は結婚しても夫も妻も自分の姓を名乗り続ける「別姓」を選択できるようにするべきだと主張する。

他に、婚外子の相続差別、女性だけの再婚禁止期間の廃止を主張している。いずれも古い「家」制度の名残であり、今の時代にそぐわない民法の改正の必要性が説得力をもって書かれている。

当事務所には、駐車場がありません。
最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。
(30分100円 24時間まで900円)



ひめしやら法律事務所

受付時間 9:30～17:30
月～金（祝日除）

アクセス

- モノレール立川北駅から
上北台行1つ目 高松駅下車
裁判所側出口から徒歩1分
- 立川駅北口から徒歩15分

詳しくはホームページで！

ひめしやら法律事務所

検索